

(様式第1号)
魚津市土地改良区告示第1号

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等について

魚津市土地改良区規約第42条の規定に基づき、魚津市土地改良区が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、申請時期、方法等について、次のとおり定める。

令和4年11月15日

魚津市土地改良区理事長 道小島 茂生

記

第1 競争入札参加資格

競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号に該当する者であって、第3の規定により建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された者でなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定により建設許可を受けている者
- (2) 法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けている者
- (3) 税金を滞納していない者

第2 資格審査申請の時期及び方法

1 競争入札に参加しようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 市内に主たる営業所を有する者
 - ア 経営事項審査結果通知書（写し、新基準での審査結果通知書）
 - イ 工事経歴書
 - ウ 技術職員名簿
 - エ 技術職員以外の職員名簿
 - オ 保有機械器具調書
 - カ 使用印鑑届出書
 - キ 入札代理人を定めた場合にあつては、入札代理人届
 - ク 納税証明書（消費税、法人税又は所得税及び魚津市より賦課された税に係るもので、発行日が申請日から3ヶ月以内のもの）
- (2) 市外に主たる営業所を有する者

- ア 経営事項審査結果通知書（写し、新基準での審査結果通知書）
- イ 工事経歴書
- ウ 保有機械器具調書
- エ 使用印鑑届出書
- オ 委任者を定めた場合にあつては、委任状
- カ 納税証明書（消費税、法人税又は所得税及び魚津市より賦課された税に係るもので、発行日が申請日から3ヶ月以内のもの）

- 2 申請書は、令和5年度及び同年度から起算して2年度又は2の倍数の年度を経過したごとの年度（以下「定期受付年度」という。）の1月4日から2月末日までに理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、定期受付年度以外の年度（以下「臨時受付年度」という。）に臨時に申請書を受け付けるものとする。この場合において、申請書は、臨時受付年度1月4日から2月末日までに提出しなければならない。

第3 建設工事入札参加資格者名簿への登載

- 1 理事長は、申請書を受理したときは、経営事項審査結果通知書を審査し、建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するとともに、次項の規定による工事の種類別格付の基準を公表するものとする。
- 2 前項の格付は、土木工事及び管工事については、A、Bの2等級に建築工事については、A、B及びCの3等級にそれぞれ格付して行うものとする。

第4 格付の有効期間

入札参加資格者の格付の有効期間は、申請した年度の翌年度の4月1日から当該申請した年度の次の定期受付年度の3月末日とする。

第5 格付けの譲渡又は相続

- 1 入札参加資格者から当該営業の一切を譲り受けた者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者は、建設工事入札参加資格（譲受、相続）審査申請書に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - (1) 営業の一切を譲り受け、又は相続したことを証する書面
 - (2) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
 - (3) 使用印鑑届
- 2 前項の申請があったときは、臨時に第3の規定により格付し、資格者名簿に登載するとともに、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の措置に係る格付の有効期間は、譲渡人又は被相続人の有していた有効期間の残期間とする。

第6 変更の届出

入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、20日以内に
変更届出書を提示しなければならない。

- (1) 称号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 使用印鑑

第7 入札参加資格の抹消又は格付の降級

入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿
から抹消し又は格付を降級することができる。

- (1) 申請書及び添付書類に事実と異なる事項を記載したとき
- (2) 第6の規定による変更の届出をしなかったとき
- (3) 第1の各号に該当しなくなったとき
- (4) 契約の履行に当り、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若し
くは数量に関し不正の行為をしたもの
- (5) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の
成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (7) 契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了の確認するため
の監督又は検査の実施に当り職員の執行を妨げた者
- (8) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (9) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当
り代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第8 発注工事の種別に応じ入札参加することのできる建設業の許可業種の基準は
別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。